

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和 7 年 1 2 月組合議会臨時会会議録

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

1 出席議員氏名

松隈 清之	末次 明	下田 辰也	伊藤 克也	池田 利幸
野下 泰弘	水田 志保	平野 達矢	宮原 宏典	大川 隆城
吉富 隆				

2 欠席議員氏名

松信 彰文

3 議会録署名議員

水田 志保 平野 達矢

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	向門 慶人	副管理者	岡 毅
副管理者	松田 一也	副管理者	武廣 勇平
消防長	西山 伸一	次長	松永 康輝
次長兼情報指令課長	井上 耕一	鳥栖消防署長	永田 文隆
西消防署長	藤光 敏文	警防課長	吉家 巧
予防課長	中島 美弘	総務課長	大寫 邦彦
総務課参事	寺崎 浩二	総務課長補佐	園木 勝彦
総務係長	牟田 尚弘	財政係長	平野 剛

5 議会事務局員氏名

総務係員 古沢 大

6 議事日程

日程第 1	議長の選挙
日程第 2	会期決定
日程第 3	議会録署名議員の指名
日程第 4	管理者提案理由説明
日程第 5	鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
日程第 7	令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第3号）

7 議会に付した案件

議事日程のとおり

8 議会の経過

開会 13時30分から14時04分

(末次副議長)

皆さんこんにちは。

当組合副議長の末次でございます。当組合議会の議長が、現在欠けております。

従いまして、議長選挙まで副議長の私、末次が議長の職務を行います。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合告示第9号におきまして、組合議会臨時会が招集されました。

ただいま出席人員11名、よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより、令和7年12月組合議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、新しく組合議員になりました方を私から紹介させていただきます。

鳥栖市から令和7年12月2日付けで選出されました。松隈清之議員

同じく、12月22日付けで選出されました。下田辰也議員、伊藤克也議員、池田利幸議員、野下泰弘議員

それでは、松隈議員より順次御挨拶をお願いいたします。

(松隈議員)

はい。皆さんこんにちは。

改めまして、鳥栖・三養基地区消防事務組合、議員として、鳥栖市から選出を頂きました松隈でございます。これまで同様頑張っておりますのでどうか皆様方も、御協力よろしくお願いいたします。

(下田議員)

皆様こんにちは。鳥栖市議会議員の下田でございます。

私事で恐縮でございますが、元消防職員としてまた在職中、皆様方に大変お世話になり、ありがとうございました。今後は組合議員として、消防組合発展のために、誠心誠意努めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(伊藤議員)

はい。こんにちは。先ほど紹介頂きました鳥栖市議会の伊藤と申します。

引き続きになりますが、誠心誠意努めてまいりますので、皆様の御協力よろしくお願いいたします。

(池田議員)

こんにちは。ただいま御紹介頂きました鳥栖市議会議員の池田でございます。

引き続きの職務になってまいります。皆様の御指導と御協力を得ながら、事務を全うしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(野下議員)

皆さんこんにちは。

御紹介頂きました鳥栖市議会議員の野下泰弘でございます。

皆様方の御指導と御協力を得ながら、職務をしっかりと全うしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(末次副議長)

ありがとうございました。

以上をもちまして、新しく組合議員に就任された方の紹介を終わらせていただきます。

日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに異議ございませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(末次副議長)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

それでは、指名推薦をお願いします。

(大川議員)

はい、議長

(末次副議長)

大川議員

(大川議員)

はい。議長の選挙につきましては、ただいま指名推選ということでございましたので、推薦いたしたいと思います。

本日までの組合議会の議長は、発足当時より、鳥栖市の市議会議長をもって充てていたとお聞きしております。

したがって、ただいま提案されております議長選挙には、鳥栖市市議会議長であります松隈清之議員を議長に推薦いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(末次副議長)

ただいま大川議員から、松隈議員を議長にとの推薦がございました。

これに異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(末次副議長)

御異議なしと認めます。

よって、松隈議員を議長の当選人と定めます。

議長に当選されました松隈議員がおられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知します。

それでは、議長当選、議長の当選承諾及び御挨拶を松隈議長お願いいたします。

(松隈議長)

はい。ただいま選出を頂きました、松隈でございます。謹んでお受けいたします。

またこれまで同様、皆様方の御協力を得ながら、円滑な議事運営そして鳥栖・三養基地区消防事務組合、それぞれの地域の発展のために、励んでまいりますので、どうぞよろしくお願いします。

(末次副議長)

ただいままで皆様の御協力によりまして、円滑に議事を進めさせていただきましたことに厚く御礼を申し上げます。私の職務は以上をもちまして、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(松隈議長)

それでは、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により議長において水田志保議員、並びに平野達也議員を指名いたします。

日程第4、管理者提案理由の説明を求めます。

(向門管理者)

はい、議長

(松隈議長)

向門管理者

(向門管理者)

皆さんこんにちは。提案理由説明をさせていただきます。

本日、ここに組合議会臨時会を招集いたしまして、提案しております議案について概要を説明し、御審議をお願いすることといたしました。

提案いたしました議案のうち、議案第19号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、人事院勧告等に準じまして、本組合におきましても職員の給与を改定するものでございます。

次に、議案第20号、鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、近年、全国各地で林野火災による大きな被害が発生している状況を踏まえ、本組合においても林野火災の予防及び迅速な対応を強化するために、火災予防条例を改正するものでございます。

次に、議案第21号、令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入、歳出それぞれ1,897万5千円を追加し、既決の予算と合わせまして予算の総額を18億1,417万7千円といたしております。歳入面では、繰入金及び組合債を増額いたしております。歳出面では、職員の給与等及び工事請負費につきまして、総務費において所要の額を補正いたしました。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

(松隈議長)

はい、ありがとうございました。

日程第5、議案第19号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大寫総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大寫総務課長

(大寫総務課長)

総務課長の大寫でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第19号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議会資料①の1ページから5ページと、議案参考資料③の1ページから7ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、本年の人事院勧告等に伴いまして、佐賀県職員給与条例の一部が改正されましたことから、本組合も佐賀県に準じまして改正するものでございます。

第1条の改正内容ですが、宿日直手当の上限額を1万3,000円から2万3,500円に引上げ、各号の手当額につきまして、所要の改定を行います。

次に、令和7年度に支給する期末勤勉手当の支給月数を民間支給割合との均衡を図るため、一般職員及び定年前再任用短時間勤務職員につきまして、支給月数を0.05月分引上げまして、それぞれ12月の期末勤勉手当に配分するものでございます。

また、民間給与との較差を解消すること及び人材確保の観点を踏まえ、職員の初任給をはじめ、若年層に重点を置き、改定率をなだらかに逡減させる形で、給料の引上げをお願いするものでございます。

なお、給料の改定につきましては、本年4月1日から適用いたしますが、期末勤勉手当の改正は、12月1日から適用といたします。

次に、議会資料①の5ページから6ページと、議案参考資料③の8ページから9ページの新旧対照表をお願いいたします。

第2条の改正内容ですが、まず、通勤手当の支給額につきまして、自動車等の交通用具の通勤手当の上限額を3万1,600円から6万6,400円とし、文言の見直しをいたします。

次に、令和8年度以降に支給する期末勤勉手当につきまして、一般職員及び定年前再任用短時間勤務職員の支給月数の引上げ、0.05月分を6月と12月の期末勤勉手当にそれぞれ0.025月分配分するものでございます。

なお、この改正につきましては、令和8年4月1日から適用といたします。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。これより議案第19号の質疑を行います。

(水田議員)

はい。

(松隈議長)

水田議員

(水田議員)

はい、第2条の通勤手当でございますが、2点質問をさせていただきます。

まず1点目です。現在職員の自動車などでの最長通勤距離はどれくらいでしょうか。

2点目に、これまでは3万1,600円でしたが、それ以上になるような距離の方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃいましたでしょうか。お願いいたします。

(大寫総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大寫総務課長

(大寫総務課長)

水田議員の御質問に、2点合わせて御回答をさせていただきます。

まず、最長通勤距離ということでございますが、当組合職員で通勤手当の最長距離は現在35.1キロメートルでございます。

この職員につきましては、佐賀県防災航空隊に派遣しておる職員で月額2万1,000円となっており、3万1,600円を超えてはおりません。

なお、現在、各消防署に勤務している職員では、全て20キロメートル未満の通勤距離となっております。以上、お答えとさせていただきます。

(水田議員)

はい。

(松隈議長)

水田議員

(水田議員)

すいません。確認でございますが、この方、月額2万1,000円でお間違いないでしょうか。

(大寫総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大寫総務課長

(大寫総務課長)

水田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど私の答弁の中で、2万1,000と申し上げましたが、2万1,600円の誤りでございました。訂正してお詫び申し上げます。

(松隈議長)

他にございますか。

(平野議員)

はい。

(松隈議長)

平野議員

(平野議員)

はい。えっとですね、当事務組合のですね、発足当初ですね、いわゆる職員給与に関しては、鳥栖市の職員に準ずるという形でですね、給料表が定められたと記憶をしております。間違いであればあれですけど、私の記憶ではそういう風に思っておりますけれども、現状はですね、どのようになっているのか、鳥栖市の職員よりも下がっているんじゃないかなと感じるわけですよ。

その辺りがどのような、当初の発足当時のいわゆる、加盟自治体のですね、の中での話合いがどのようにその後、変わってきたのか、お伺いをしたいなと思います。

(大寫総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大寫総務課長

(大寫総務課長)

平野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

当組合の給与に関する条例でございますが、当組合発足当時より、鳥栖市に準じまして、給料表を規定いたしております。

したがいまして、鳥栖市と同等の給料表となっておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

(松隈議長)

他にございますか。

(大川議員)
はい、議長

(松隈議長)
大川議員

(大川議員)
えっとですね先ほどから、出ております。手当が3万1,600円から6万6,400円に上がるということですが、2倍以上も上がったような格好になってますよね。これもやっぱり今言われる鳥栖市に準じての金額ということでしょうか。

その辺があまりにも上げ幅が大きいもんだから、逆に言えば今までしてなかったのを急にしたってというような格好になってのことかなあと思ったりもせんでもなかったんですが、その辺ちょっと説明お願いします。

(大寫総務課長)
はい、議長

(松隈議長)
大寫総務課長

(大寫総務課長)
大川議員の御質問にお答えをさせていただきます。
議員御指摘のとおり、今までは最長距離につきまして先ほど御答弁いたしましたとおり35.1キロでございますけれども、当組合の通勤距離の規定につきましては、60キロまでの規定を設けておるところでございます。
今回、人事院勧告等を踏まえまして、国家公務員の通勤手当が引上げられる方向となったことから、距離区分に応じた支給額につきましても、改正がございましたところでございます。
このことから、当組合におきましても、支給金額を改定する予定としておりますので、条例の改正をお願いするものでございます。
以上、お答えとさせていただきます。

(大川議員)
はい、分かりました。

(松隈議長)
他にございますか。

はい、質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第19号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決しました。

日程第6、議案第20号、鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(中島予防課長)

はい、議長

(松隈議長)

中島予防課長

(中島予防課長)

消防本部予防課の中島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第20号、鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

①議案書の7ページ、③議案参考資料の10ページから12ページ、新旧対照表をお願いいたします。

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を受けて、火災予防条例の一部改正について、消防庁より通知されました。

この改正通知に準じまして、当組合につきましても、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、段階に応じて強い制限、罰則を伴わない注意喚起等の仕組みである林野火災注意報や、消防法に基づく火災警報のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報を的確に発令するとともに、林野火災注意報や林野火災警報の発令時における防火指導の強化や、火の使用制限の徹底を図ること。

また、火災予防条例に基づき、たき火の届出制度を通じて、たき火の実施を把握し、これを行う者に対しての防火指導など、所要の改正を行うものでございます。

なお、条例の施行につきましては、令和8年1月1日としております。

以上、説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りますようお願いい

たします。

(松隈議長)

はい、詳細説明が終わりました。

これより議案第20号の質疑を行います。

(水田議員)

はい。

(松隈議長)

水田議員

(水田議員)

はい。林野火災に関する注意報の件でございますが、注意報が発令された場合、実際にどのような活動をなさるのでしょうか。お願い致します。

(中島予防課長)

はい、議長

(松隈議長)

中島予防課長

(中島予防課長)

水田議員の御質問にお答えを致します。

林野火災注意報が発令された場合、どのような活動をするのかという御質問です。注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市町の区域内に在る者は火災予防条例第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないと規定されています。このことから、発令地区への広報と火気使用等の届出者への注意喚起等を直接行い、かつ、各種の連絡方法、これはホームページやSNS、消防車両による巡回等を計画しております。それらを用いて予防指導活動を実施いたします。

なお、注意報では、火器の使用制限につきましては努力義務となりますが、警報発令では義務となり、使用制限に移行します。以上回答とさせていただきます。

(松隈議長)

他にございますか。

(吉富議員)

はい、議長

(松隈議長)

吉富議員

(吉富議員)

はい。林野火災等々がある中でですね、鳥栖・三養基消防署もドローンを買われているんですよね。ドローンはどのように使用されているかどうか。

(吉家警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

吉家警防課長

(吉家警防課長)

吉富議員の質問にお答えいたします。

現在ドローンは基本的には火災原因調査のほうに主に使っております。

今後は、そのドローンで林野火災とか、建物火災、そういったものに利用ができるよう、使用の拡大を現在検討しているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

(吉富議員)

はい、議長

(松隈議長)

吉富議員

(吉富議員)

是非ともドローンの活用と、今からですね、重要性がもってくるであろうと思います。

何もないときにね、カメラが付いてるはずなんですよ。ちょっとプリントアップをもししてあるとするなら、これを議員さんたちに配ってくれんですか。どのような活動してるか。一目瞭然じゃないですか。

いやそこまでやるために予算を組んでるんですよ。これおそらくね、ドローンかなり、200万円台だったと思うんですよ。「もっといいのを買いなさいと。」「安定性のあるように、もっといいのを買ってきちっとした形をとってくれと。」というお願いをしたけれども、もうこれでいいということであったんで、そのまま議決されてるんですよ。

今からドローンの活動というのは十分ですね、使用していかなきゃならない。その中でオペはどのような教育してますか。訓練はですね。

(吉家警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

吉家警防課長

(吉家警防課長)

ドローンの訓練につきましては、毎月、決まった曜日を決めて、月2回ほど、河内ダムとか、そういったところに行って訓練を行っております、河川敷にも行っております。

ドローンの使用の先ほど言われました画面ですけど、画面は現在のところは、操縦している者しか見られない仕様のドローンとなっております。

今後は先ほど申しましたとおり、使用の拡大のほうを検討していきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

(吉富議員)

はい、議長

(松隈議長)

吉富議員

(吉富議員)

あのね。この問題についてはね、カメラをわざわざ付いとつとに、やられたわけでしょう。

活用してないじゃないですか。ね。それで予算組んだんでしょ。僕が質問してますから。せっかくね、高いお金出して買ったんだから。動画まできちっとやんなさいよと。やってないと。どういうことねそれは。

議長さんね、どこからでん、負担金がかかってるんですよ。負担金が。

(松隈議長)

当初の目的としていた使われ方としては、今使われてるっていうことでいいでしょうか。そこも答弁してもらっていいですか。

(吉家警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

吉家警防課長

(吉家警防課長)

当初の目的ということで現在行っている範囲で行っております。

ドローンにつきましては、まだ運用を始めたばかりでございまして、操縦士の技術もまだ成熟しておりませんので、これから先、そのような運用の仕方を拡大させていただきたいと考えております。

また、ドローンの機種につきましては、今度、更新が2、3年後にきますので、その時期になりまして議員のおっしゃるとおり、スペックの拡大、こういったものまで考えていきたいと思っております。以上でございます。

(吉富議員)

はい。

(松隈議長)

吉富議員

(吉富議員)

ぜひとも有効的に、ドローンを使って頂くようにお願いしておきます。

(松隈議長)

よろしいですか。

(吉富議員)

はい

(池田議員)

はい、議長

(松隈議長)

池田議員

(池田議員)

はい、すいません1点だけちょっと確認をさせていただきたいところがございまして、さっき御説明の中で、注意啓発等を行ってまいりますっていう風にお答えをもらったと思うんですけど、これ注意報を出すのは市町、市町長のほうが出す。そこで警戒を回りますとか、注意、周囲への注意喚起していきますっていう部分で、各市町にある消防団さんと、この消防署の役割分担とかいう部分はどういうふうな感じになって、縦分け的に、役割分担ってどういう風になることになるんですか。

(中島予防課長)

はい、議長

(松隈議長)

中島予防課長

(中島予防課長)

池田議員の質問にお答えします。3点あると思います。

注意報そういったものを出すのは市町なのかという質問と広報の方法、それと消防団等との役割分担という御質問だと思います。

注意報を出すのは条文上は市町長ということになっておりますが、消防に関する事務委託を受けている当事務組合としては、実務的には消防長が出すものでございます。

注意報を出しますとマスメディア等を通して広報を致します。その中で、現在検討しているのがNHKさんだとか、サガテレビとかですね、そういったものの機関と現在調整を図っている次第です。

広報後の役割分担ですけれども、注意報についてはできるだけ多くの広報と注意喚起、そののみということになりますので、消防団等も含めてですね、あらゆる方法で広報、注意喚起活動を行う予定です。

警報になりましたら、強い制限がかかりますので、それらについては消防機関、消防団機関、連絡を情報共有しまして、活動に当たる予定でございます。以上でございます。

(池田議員)

はい、議長

(松隈議長)

池田議員

(池田議員)

役割分担っていう部分では、基本的にはもう消防署のほうが頭にとって、リードっていうか、采配していく、その中で市町の消防団とかに協力を得る分は、各市町を通じてやってもらうっていうことでよろしいですか。

(中島予防課長)

はい、議長

(松隈議長)

中島予防課長

(中島予防課長)

ただいま池田議員がおっしゃいました発言のとおりでございます。
以上でございます。

(松隈議長)

他にございますか。

質疑を終わります。

本議案については討論を省略し直ちに採決を行います。

議案第20号、鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第20号、鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決しました。

日程第7、議案第21号 令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第3号を議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大寫総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大寫総務課長

(大寫総務課長)

それでは、議案第21号、令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第3号につきまして御説明申し上げます。

別冊②の令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第3号の1ページをお願いいたします。

今回の補正に関しましては、給料及び職員手当、工事請負費などの増額に伴うものでございます。

補正額でございますが、既決の予算の総額に歳入、歳出それぞれ1,897万5千円を追加し、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ18億1,417万7千円といたして

おります。5ページをお願いいたします。

第2表、地方債の追加でございますが、西消防署非常用照明LED化導入改修工事としまして、脱炭素化推進事業債を活用させていただき、限度額70万円といたしております。

それでは、予算の詳細につきまして、事項別に御説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款5の繰入金につきまして、財政調整基金繰入金で1,815万4千円、消防施設等整備基金繰入金で12万1千円を増額いたしております。

繰入金の充当につきましては、後ほど歳出において御説明を申し上げます。

款8、組合債につきましては、地方債の追加について御説明いたしました、70万円を起債する予定でございます。11ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、款2総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費につきましては、1,897万5千円を増額し、補正後の額を15億6,560万円といたしております。

内訳でございますが、節1の報酬を15万円、節2給料を1,458万7千円、節3職員手当等を341万7千円といたしており、財政調整基金繰入金より充当をさせていただきます。

節14工事請負費の82万1千円の増額は、西消防署非常用照明LED化導入改修工事のため、組合債及び消防施設等整備基金より充当させていただきます。

なお、④の議案概要説明書の1ページに、補正予算の概要を添付しておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

はい、詳細説明が終わりました。これより議案第21号の質疑を行います。

ございませんか。

質疑を終わります。

本案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第21号、令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第3号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第21号、令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第3号については、原案のとおり決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年12月組合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 14時04分

地方自治法第1・2・3条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和8年 / 月 9 日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

松隈清之

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

平野達矢

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

水田志保